

# ○給食実施の手続に関する達

昭和41年4月27日  
海上自衛隊達第19号

## 改正

昭和42年4月17日	海上自衛隊達第26号	昭和42年7月28日	海上自衛隊達第44号
昭和42年9月30日	海上自衛隊達第53号	昭和43年3月15日	海上自衛隊達第11号
昭和43年6月26日	海上自衛隊達第36号	昭和44年3月15日	海上自衛隊達第14号
昭和44年6月4日	海上自衛隊達第32号	昭和44年9月10日	海上自衛隊達第46号
昭和44年9月30日	海上自衛隊達第51号	昭和45年3月2日	海上自衛隊達第9号
昭和45年7月1日	海上自衛隊達第40号	昭和45年8月13日	海上自衛隊達第61号
昭和45年9月28日	海上自衛隊達第73号	昭和46年4月1日	海上自衛隊達第17号
昭和46年6月25日	海上自衛隊達第35号	昭和47年2月1日	海上自衛隊達第8号
昭和47年6月5日	海上自衛隊達第41号	昭和47年11月14日	海上自衛隊達第64号
昭和48年3月30日	海上自衛隊達第25号	昭和48年10月16日	海上自衛隊達第49号
昭和51年10月27日	海上自衛隊達第40号	昭和52年12月27日	海上自衛隊達第21号
昭和53年6月30日	海上自衛隊達第24号	昭和55年3月13日	海上自衛隊達第6号
昭和55年11月18日	海上自衛隊達第24号	昭和56年2月10日	海上自衛隊達第7号
昭和56年3月26日	海上自衛隊達第15号	昭和56年7月14日	海上自衛隊達第27号
昭和57年5月27日	海上自衛隊達第17号	昭和57年9月28日	海上自衛隊達第26号
昭和60年3月19日	海上自衛隊達第4号	昭和61年3月17日	海上自衛隊達第7号
昭和61年3月22日	海上自衛隊達第8号	昭和62年5月21日	海上自衛隊達第13号
昭和62年6月29日	海上自衛隊達第17号	昭和62年11月27日	海上自衛隊達第34号
昭和63年4月8日	海上自衛隊達第20号	昭和63年12月14日	海上自衛隊達第65号
平成3年1月30日	海上自衛隊達第3号	平成4年4月10日	海上自衛隊達第18号
平成5年3月22日	海上自衛隊達第9号	平成7年3月15日	海上自衛隊達第5号
平成7年6月27日	海上自衛隊達第22号	平成8年10月21日	海上自衛隊達第26号
平成8年12月20日	海上自衛隊達第33号	平成10年12月2日	海上自衛隊達第29号
平成12年3月3日	海上自衛隊達第4号	平成12年6月16日	海上自衛隊達第23号
平成15年1月21日	海上自衛隊達第2号	平成15年12月18日	海上自衛隊達第42号
平成17年2月28日	海上自衛隊達第3号	平成19年1月9日	海上自衛隊達第1号
平成20年4月30日	海上自衛隊達第36号	平成21年10月26日	海上自衛隊達第76号
平成23年4月1日	海上自衛隊達第7号	平成23年4月1日	海上自衛隊達第11号
平成27年9月25日	海上自衛隊達第20号	平成27年11月27日	海上自衛隊達第41号
平成28年3月25日	海上自衛隊達第11号	平成30年3月16日	海上自衛隊達第6号
平成31年3月27日	海上自衛隊達第5号	平成31年4月26日	海上自衛隊達第11号
令和元年6月26日	海上自衛隊達第6号	令和元年6月27日	海上自衛隊達第7号
令和3年7月6日	海上自衛隊達第25号	令和4年3月16日	海上自衛隊達第13号
令和5年6月21日	海上自衛隊達第22号	令和6年3月7日	海上自衛隊達第8号

給食の実施に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第54号）に基づき、及び乗員の範囲等に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第6号）第4条第2項の規定を実施するため、給食実施の手続に関する達を次のように定める。

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 隊員に対する給食の区分（第11条—第17条）
- 第3章 給食の実施（第18条—第27条）
- 第4章 部外者の給食（第28条—第33条）
- 第5章 給食審査（第34条—第36条）
- 第6章 報告等（第37条—第39条）

## 附則

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この達は、海上自衛隊における給食の実施の手續に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この達において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に示すとおりとする。

- (1) 「部隊等」とは、海上自衛隊の部隊及び機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院（以下「病院」という。）を含む。）をいう。
- (2) 「護衛艦隊司令官等」とは、護衛艦隊司令官、航空集団司令官、潜水艦隊司令官、掃海隊群司令、地方総監、教育航空集団司令官、練習艦隊司令官、海上自衛隊補給本部長（以下「補給本部長」という。）、海洋業務・対潜支援群司令及び開発隊群司令をいう。
- (3) 「学校長等」とは、次号に規定する給食実施機関の長たる海上自衛隊の学校（以下「学校」という。）の学校長及び病院の病院長をいう。
- (4) 「給食実施機関」とは、別表左欄に掲げる給食実施機関をいう。
- (5) 「警備区域内の給食実施機関」とは、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）別表第4に定めるそれぞれの警備区域内に所在する部隊等の給食実施機関及び当該警備区域内の港を定係港とする艦船の給食実施機関をいう。
- (6) 「部外者」とは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員以外の者をいう。
- (7) 「アメリカ合衆国等の軍隊」とは、給食の実施に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第54号。以下「訓令」という。）第25条第1項第1号及び第2号に掲げる部外者をいう。
- (8) 「教育訓練を受ける部外者」とは、訓令第25条第1項第3号に掲げる部外者をいう。
- (9) 「視察見学者」とは、訓令第25条第1項第4号に掲げる部外者のうち、自衛隊法第116条の2第1項に規定するものをいう。
- (10) 「契約業者」とは、訓令第25条第1項第4号に掲げる部外者のうち、自衛隊法第116条の2第2項に規定するものをいう。
- (11) 「食需伝票等」とは、食需伝票、給食依頼書及び部外者食券並びに訓令第25条第2項に規定する送り状の謄本又は役務受諾証をいう。
- (12) 「機上食」とは、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号。以下「施行令」という。）第14条第2項第4号の2に該当して支給される食事及び乗員の範囲等に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第6号）第7条第2項及び第3項の規定に基づき支給される食事をいう。
- (13) 「現品」とは、調理に使用する糧食の材料をいう。
- (14) 「携行食」とは、乾パン、詰合わせ食、缶詰飯、パン等で給食実施機関を離れて行

動する隊員が携行する糧食をいう。

- (15) 「有料給食」とは、施行令第15条の規定に基づく食事の支給をいう。
- (16) 「部外者給食」とは、訓令第25条の規定に基づく食事の支給をいう。
- (17) 「給食対象人員」とは、給食実施機関において食事の支給を受けることができる人員をいう。
- (18) 「給食人員」とは、食事を喫食する見込み人員又は食事の支給を申請した人員をいう。
- (19) 「給食数」とは、喫食する見込みの食数又は申請された食数をいう。
- (20) 「延給食人員」とは、給食人員の合計をいう。
- (21) 「延給食数」とは、給食数の合計をいう。
- (22) 「給食額」とは、実際に給食に使用した生糧品、貯糧品及び非常用糧食の使用実績額をいう。
- (23) 「給食限度額」とは、給食実施機関において給食に使用できる生糧品、貯糧品及び非常用糧食の限度額であって、定額を用いて算出した額又は割当額に前月までの残額を加えた額をいう。

(給食実施機関の給食対象部隊等)

**第3条** 給食実施機関の給食対象部隊等は、別表左欄に掲げる給食実施機関について、それぞれ当該右欄に掲げる部隊等とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表による給食対象部隊等の区分によりがたい部隊等については、それぞれ最寄りの給食実施機関の給食対象部隊等を含めるものとする。

3 給食実施機関の長は、当該給食実施機関において食事の支給を受けるべき隊員が、勤務場所及び隊舎の所在地の状況により当該給食実施機関で給食を受けることが困難であり、かつ、他の給食実施機関による食事の支給を必要とする場合には、当該他の給食実施機関の長と協議の上、俸給支給機関の長の承認を得て、当該他の給食実施機関の長にその権限の全部又は一部を委任することができる。

(部隊等の長の意見通報)

**第4条** 給食実施機関以外の部隊等の長は、常に隊員の喫食状況に留意し、随時所要の意見を給食実施機関の長に通報するものとする。

(食数管理単位及び食数管理者)

**第5条** 部隊等の課(科)室、分隊又はこれに準ずるものを食数管理単位とし、その長を食数管理者とする。ただし、部隊等の長は、給食人員を容易に、かつ、正確に把握できる場合は、二つ以上の食数管理単位を1食数管理単位とすることができる。

2 部隊等の長は、食数管理単位及び食数管理者を俸給支給機関の長に通報するものとする。

(給食担当官等)

**第6条** 給食実施機関ごとに給食担当官1人を置く。ただし、給食施設が二つ以上あるときは、必要に応じそれぞれ給食担当官の補助者を置くことができる。

- 2 給食担当官及び給食担当官補助者は、給食実施機関の長が命ずる。
- 3 給食担当官は、給食計画の作成、調理及び配食並びにこれらに伴う糧食、給食用器材、食堂、調理室及び倉庫等の管理事務、会計事務及び作業管理事務について給食実施機関の長を補佐する。

(食品衛生管理官)

**第7条** 給食実施機関の長は、訓令第5条第2項に定める、資格を有する者を食品衛生管理官に命ずることのできないときは、当分の間、特技職衛生医事幹部又は特技職衛生員に認定された自衛官をもってこれに充てることができる。

(栄養担当官)

**第8条** 給食実施機関の長は、訓令第5条第3項に定める、栄養士の資格を有する者を栄養担当官に命ずることのできないときは、当分の間、海曹給養課程を修了した自衛官をもってこれに充てることができる。

(給食委員会)

**第9条** 訓令第4条第2項の規定による給食委員会は、給食対象部隊等の幹部、海曹及び海士の委員若干名をもって構成するものとする。この場合において、委員の過半数は、無料支給の対象者とする。

- 2 給食委員会は、給食実施機関の長の諮問に応じ、給食の向上及び給食実施の効果的運営を期するため、給食実施計画、献立、その他給食の実施について必要な事項を審議し、並びにこれに関し必要な事項を答申する。
- 3 給食委員会の運営について必要な事項は、給食実施機関の長が定める。

(定額、定量及び栄養摂取基準量)

**第10条** 基本食、増加食及び加給食の定額、定量及び栄養摂取基準量については、年度ごとに別に定める。

## 第2章 隊員に対する給食の区分

(基本食の有料支給)

**第11条** 給食実施機関の長は、隊員が次の各号に掲げる場合に該当し、かつ、俸給支給機関の長が食事を支給する必要があると認めるときは、当該隊員に有料給食をすることができる。

- (1) 幹部自衛官及び准海尉たる自衛官（以下この号において「幹部自衛官等」という。）が、営舎内に居住することを許可された場合又は幹部自衛官等が営舎内に居住することを命ぜられた場合
- (2) 営舎外居住自衛官が警衛勤務を命ぜられ、又は営舎外居住自衛官若しくは事務官等（以下「営外者等」という。）が当直勤務を命ぜられた場合
- (3) 営外者等が、天災地変等による交通の途絶のためやむを得ず営舎内（これに相当する場所を含む。）に宿泊する場合であって、当該営外者等に食事を支給する必要性が認められ、かつ、当該営外者等がこれを求めた場合
- (4) 部隊等が実施する日帰りの訓練及び演習に際し、営舎外居住自衛官に食事を支給す

る必要性が認められ、かつ、当該営舎外居住自衛官がこれを求めた場合

(5) 営外者等が通常の勤務時間外において、勤務の必要により勤務することを命ぜられた場合であって、当該営外者等に食事を支給する必要性が認められ、かつ、当該営外者等がこれを求めた場合

(6) 部隊等の学生の教育訓練に従事する営外者等（教官及び班長に限る。）が当該部隊等の学生の教育訓練に従事する上で、当該営外者等に食事を支給する必要性が認められ、かつ、当該営外者等がこれを求めた場合

(7) 営舎外居住自衛官が基本食と併せて航空加給食、潜水加給食及び特別警備隊加給食の支給を受ける場合

(8) 部隊等の所在地が離島その他のへき地である等の勤務環境の事情から当該部隊等に勤務する営外者等に食事を支給する必要性が認められ、かつ、当該営外者等がこれを求めた場合

(9) 部隊等の長が隊員を統率する上で、当該隊員と会食する必要がある場合

(10) 前各号に掲げる場合のほか、食事の支給が特に必要と認められる場合

2 有料給食をすることができる食数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前項第1号から第3号までに該当する場合は、1日につき3食まで

(2) 前項第4号から第10号までに該当する場合は、1日につき1食（特に必要がある場合は、1日につき3食まで）

（機上食）

**第12条** 機上食は、航空機が離陸してから、着陸するまでの間引き続き4時間以上の飛行を行う場合に給食する。この場合において、出発地から目的地までの間に、燃料補給等のため着陸する場合は、その補給等のために要する時間が1時間以内の場合に限り当該補給等のために要した時間を、引き続き飛行したものとみなす。

（患者食）

**第13条** 患者食は、病院又は入院診療を行う医務室に收容されている患者に対して給食するものとし、その細部については、病院長及び当該医務室を有する衛生隊の長が定める。

（増加食）

**第14条** 増加食は、演習等増加食、潜水増加食、航空作業等増加食、夜食及び災害派遣増加食とし、支給基準等については年度ごとに別に定める。

2 増加食は、割り当てられた予算の範囲内において、給食するものとする。

3 航空作業等増加食及び演習等増加食のうち、夜間手術に従事する隊員に支給する増加食は、夜食と併給することができない。また、航空作業等増加食及び夜食は、機上食を夕食後給食した場合は給食してはならない。

（加給食）

**第15条** 加給食は、航空加給食、潜水加給食及び特別警備隊加給食とし、支給基準等については年度ごとに別に定める。

2 航空加給食は航空機乗員に、潜水加給食は水中処分を任務とする隊員に、特別警備隊加給食は特別警備業務を任務とする隊員に、それぞれ給食する。

(現品給食)

**第16条** 小人数の部隊等の隊員及び給食実施機関を短期間離れて行動する隊員には、必要に応じ基本食、増加食又は加給食として現品を支給することができる。

2 隊員は、計画変更等により、支給を受けた現品に未使用品を生じた場合には、未使用品を返納するものとする。ただし、衛生管理上不相当である場合は、この限りでない。

(携行食)

**第17条** 出動、災害派遣、地震防災派遣、原子力災害派遣等で、給食実施機関を離れて行動する隊員には、必要に応じ基本食又は増加食として携行食を支給することができる。

### 第3章 給食の実施

(給食計画)

**第18条** 海上幕僚長は、当該年度における給食基本方針を定め、護衛艦隊司令官等及び学校長等に通達する。

2 護衛艦隊司令官等は、前項の給食基本方針に基づき、部隊等の特性を考慮して当該年度の給食方針を定め、隷下の部隊等の長に通達するものとする。この場合において、護衛艦隊司令官等が、護衛艦隊司令官、潜水艦隊司令官、掃海隊群司令、練習艦隊司令官、海洋業務・対潜支援群司令及び開発隊群司令であるときは、その写しを関係する地方総監に送付するものとする。

3 給食実施機関の長は、前項の給食基本方針又は給食方針に基づき、訓令第16条の規定による年度給食実施計画及び四半期給食実施計画を作成するものとする。この場合において、四半期給食実施計画は、前四半期の給食実施計画を分析検討して作成するものとする。

(給食人員の通報)

**第19条** 食数管理者は、毎月その翌月の基本食について1日平均の給食人員を給食実施月の前月20日までに、給食担当官に通報するものとする。ただし、遠洋練習航海、米国派遣訓練、外洋練習航海、南極地域観測支援行動等(以下「海外派遣訓練等」という。)において給食人員に移動のない場合は、省略することができる。

2 食数管理者は、基本食、機上食、増加食及び、加給食を必要とする人員を毎日食需伝票(別記様式第1)により給食担当官に通報するものとする。ただし、海外派遣訓練等において給食人員に移動のない場合は、その期間、1葉で処理することができる。

(標準献立表等)

**第20条** 造修補給所長は、毎月警備区域内の給食実施機関(海上自衛隊第1術科学校(以下「第1術科学校」という。)、海上自衛隊航空補給処(以下「航空補給処」という。)、病院、基地隊、第24航空隊及び航空基地隊を除く。)の標準献立表(別記様式第2)を陸上隊員及び艦船乗組員に区分して作成し、給食実施月の前前月の末日までに当該給食実施機関の長に送付するものとする。

- 2 前項の標準献立表の作成に関し必要な事項は、造修補給所長が定めるものとする。
- 3 第1項の給食実施機関の長は、送付された標準献立表に基づき、部隊等の訓練作業等の状況を勘案し、献立表（別記様式第2）を作成し給食を実施するものとする。ただし、標準献立表どおりの給食を実施する場合には、当該標準献立表を使用することをもって、献立表の作成に代えることができる。
- 4 第1項の給食実施機関以外の給食実施機関の長は、訓令第17条の規定により献立表（別記様式第2）を作成し、給食を実施するものとする。

（給食依頼）

**第21条** 俸給支給機関の長又は旅行命令権者は、他の給食実施機関（自衛隊中央病院、防衛大学校、防衛医科大学、陸上自衛隊及び航空自衛隊の給食実施機関を含む。）に給食を依頼する場合には、給食を受ける日の少なくとも3日前までに、人員及び食事区分について協議するとともに、給食依頼書（別記様式第3）をあらかじめ送付するか又は本人に携行させるものとする。

（給食人員集計表）

**第22条** 給食担当官は、食需伝票等により給食人員を給食人員集計表（別記様式第4）に記録し、この人員に基づいて食事の準備を行うものとする。

- 2 食需伝票等が訂正された場合は、前項の給食人員集計表を訂正するものとする。

（食需伝票等の訂正）

**第23条** 食数管理者は、食需伝票を提出後、その記載事項を訂正する必要があるときは、速やかに食需伝票の訂正について俸給支給機関の長の承認を受け、これを給食担当官に通報し、食事の準備前に限り食需伝票を訂正することができる。ただし、有料給食に係る食需伝票は、公務上の理由によりやむを得ず給食を受けられない場合のほかは訂正することができない。

- 2 第21条の給食依頼書、第31条の部外者食券（同条ただし書の規定によりこれに代えて使用するものを含む。）及び訓令第25条第2項に規定する送り状の謄本又は役務受諾証を訂正する必要があるときは、速やかにこれらの訂正を給食担当官に通報し、食事の準備前に限りこれらを訂正することができる。

（検食等）

**第24条** 訓令第6条の規定に基づき検食をする者（以下「検食者」という。）は、副長又はこれに準ずる配置にある者及び食品衛生管理官とする。ただし、副長又はこれに準ずる配置にある者が不在の場合は、当直幹部を命ぜられた者とする。

- 2 前項の検食者は、毎食前に適量（検査するために必要な最小限度の量をいう。）を検食し、給食について必要な指導を行うとともに検食簿（別記様式第5）に所見を記入するものとする。ただし、1回100食未満又は1日250食未満の給食実施機関（艦船を除く。）であって糧食費の適正な使用の妨げになる場合は、この限りでない。
- 3 給食担当官は、訓令第6条第2項の規定に基づき食品衛生管理官が行う保管のため、毎食ごとに適量を保存食として適切な状態で一定の期間保存しなければならない。

(残飯及び残菜)

**第25条** 給食担当官は、毎日残飯及び残菜を、検食簿の残飯発生記録欄に記録するとともに、これを物品供用官に引継ぐものとする。

(糧食の補給手続)

**第26条** 糧食の補給手続は、補給本部長の定めるところによるものとする。

(非常用糧食の給食)

**第27条** 非常用糧食の更新のため非常用糧食を給食したときは、会計年度ごとに、別に示す品目ごとの整理単価により基本食、増加食及び加給食定額の使用額に計上し、整理しなければならない。

2 訓令第12条第1項の規定により非常用糧食を給食したときは、前項の整理単価により基本食の使用額に計上し、整理しなければならない。

#### **第4章 部外者の給食**

(部外者に対する給食)

**第28条** アメリカ合衆国等の軍隊、教育訓練を受ける部外者、視察見学者及び契約業者に対する給食は、隊員に準じて行うものとする。

#### **第29条 削除**

(食事の申込み及び受理)

**第30条** 部外者の食事の申込み及び受理については、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 教育訓練を受ける部外者が食事を申し込む場合は、教育訓練を担当する部隊等の長が、あらかじめ給食を行う給食実施機関の長と協議した後、給食人員及び食区分等を給食を実施する日の3日前までに当該給食実施機関の長に通報するとともに、当該申込者に給食を実施する旨を通知するものとする。
- (2) 視察見学者及び契約業者が食事を申し込む場合は、見学等の申請書の余白に給食を希望する人員、食区分等を記載させ、これを実施担当官（防衛省の広報活動に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第36号）第3条に規定する実施担当官をいう。以下同じ。）又は契約担当官等（海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）第2条第10号に定める契約担当官等をいう。）の指定する検査官に提出するものとする。
- (3) 前号による申請書を受理した実施担当官又は検査官は、給食を必要と認めるときは、あらかじめ給食を行う給食実施機関の長と協議した後、給食人員及び食区分等を給食を実施する日の3日前までに当該給食実施機関の長に通報するとともに、当該申込者に給食を実施する旨を通知するものとする。

(食券の発行)

**第31条** 給食実施機関の長は、前条の規定により給食を実施するときは、部外者食券（別記様式第6）を作成し、これを本人に交付する。ただし、教育訓練を受ける部外者に対しては、部外者食券に代えて、給食実施機関の長の定める様式を使用することができる。

## 第32条 削除

(食事の配分)

**第33条** 給食担当官は、部外者食券と引替えに隊員に準じて部外者に食事を配分するものとする。ただし、訓令第25条第2項に掲げる部外者に対しては、同項に規定する送り状の膳本又は役務受諾証の内容に従って食事を配分するものとする。

## 第5章 給食審査

(給食審査の基準)

**第34条** 給食審査は、関係法令、給食基本方針等に準拠して、次に掲げる事項を基準とし、重点項目を定めて実施する。

- (1) 年度給食基本方針等の実施状況
- (2) 関係法規の遵守状況
- (3) 定額の運用状況
- (4) 栄養管理の状況
- (5) 食品衛生管理の状況
- (6) 給食施設、設備及び器具の整備状況
- (7) 給食委員会の運営状況
- (8) 検査、監査、監察等における指摘事項に対する処置及び改善の状況
- (9) 事故防止
- (10) その他必要と認める事項

(護衛艦隊司令官等の給食審査)

**第35条** 次の表の左欄に掲げる者は、当該右欄に掲げる給食実施機関のうちから適宜に給食実施機関を選び、毎年給食審査を実施するものとする。

給食審査の実施者		対象給食実施機関
自衛艦隊	護衛艦隊司令官	隷下の給食実施機関
	航空集団司令官	
	潜水艦隊司令官	
	掃海隊群司令	
	海洋業務・対潜支援群司令	
	開発隊群司令	
地方総監 (注) 給食実施機関たる学校及び病院(以下この表において「学校等」という。)の給食審査の実施者は、当該学校等の所在地を警備区域内に含む地方総監とする。	隷下の給食実施機関(学校等を含む。)	
教育航空集団司令官、練習艦隊司令官、補給本部長	隷下の給食実施機関	

2 護衛艦隊司令官等は、給食審査の結果を、給食審査実施報告(別記様式第7)により

海上幕僚長に報告するとともに、改善すべき事項は、当該給食実施機関の長に指示又は通報するものとする。

- 3 護衛艦隊司令官等（地方総監を除く。）は、給食審査の実施について、地方総監に必要な協力を求めることができる。

（海上幕僚長の給食審査）

**第36条** 海上幕僚長は、毎年特定の給食実施機関について給食審査を実施する。この場合においては、当該給食実施機関に係る護衛艦隊司令官等の給食業務の指導状況を併せて審査するものとする。

- 2 海上幕僚長は、前項の給食審査の結果に基づき、給食事務について改善すべき事項等を、護衛艦隊司令官等に指示する。

## 第6章 報告等

(報告)

**第37条** 給食に関する報告書の種類、様式、提出要領等は、次の表のとおりとする。

報告書名	報告様式	報告書作成区分	報告期限	報告又は通報の責任者		報告及び通報先	備考
給食額計算書	別記様式第8	毎月	翌月10日	給食実施機関の長である部隊等の長	東京音楽隊 航空補給処 航空隊(乙) 航空基地隊	海上幕僚長	1 東京音楽隊にあつては、給食額計算書の報告を省略することができる。 2 海外派遣訓練等において特殊な定額を使用する給食実施機関にあつては、給食額計算書を特殊な定額の使用期間ごとに集計して作成する。 3 護衛艦隊司令官等隷下の給食実施機関は、当該護衛艦隊司令官等に給食額計算書、部外者給食実績報告及び栄養管理年報の写しをそれぞれ送付する。
部外者給食実績報告	別記様式第9	毎年	4月10日		上記以外の部隊等		
栄養管理年報	別記様式第10						
給食額計算書(総括表)	別記様式第8	各四半期	各四半期終了の翌月25日	造修補給所長		海上幕僚長	総括表は、報告(通報)された給食額計算書、部外者給食実績報告及び栄養管理年報をそれぞれ集計して作成する。
部外者給食実績報告書(総括表)	別記様式第9	毎年	4月25日				
栄養管理年報(総括表)	別記様式第10						
給食審査実施報告	別記様式第7	毎年	4月末日	護衛艦隊司令官等		海上幕僚長	

(債権発生通知義務)

**第38条** 給食実施機関の長は、国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114

号) 第12条の規定による債権発生通知義務を有するものとし、給食に関する債権が発生したときは、当該債権に係る債権管理者にその旨を通知しなければならない。

(簿表等の保存期間)

**第39条** この達の定める簿表等の保存期間は、次の表のとおりとする。

名 称	保存期間	名 称	保存期間
食需伝票	1年	部外者食券	5年
標準献立表	1年	給食審査実施報告	3年
給食依頼書	1年	給食額計算書(総括表)	3年
給食人員集計表	5年	部外者給食実績報告 (総括表)	3年
検食簿	1年	栄養管理年報(総括表)	1年

**附 則**

- 1 この達は、昭和41年4月27日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。
- 2 この達施行の際改正前の規定による様式で現に存するものについては、当分の間これを取り繕い使用することができる。

**附 則**〔昭和42年4月1日海上自衛隊達第26号〕

この達は、昭和42年5月1日から施行する。

**附 則**〔昭和42年7月28日海上自衛隊達第44号〕

この達は、昭和42年7月28日から施行する。

**附 則**〔昭和42年9月30日海上自衛隊達第53号〕

この達は、昭和42年10月1日から施行する。

**附 則**〔昭和43年3月15日海上自衛隊達第11号〕

この達は、昭和43年3月16日から施行する。

**附 則**〔昭和43年6月26日海上自衛隊達第36号〕

この達は、昭和43年6月26日から施行する。

**附 則**〔昭和44年3月15日海上自衛隊達第14号〕

この達は、昭和44年3月15日から施行する。

**附 則**〔昭和44年6月4日海上自衛隊達第32号〕

この達は、昭和44年7月1日から施行する。

**附 則**〔昭和44年9月10日海上自衛隊達第46号〕

この達は、昭和44年9月10日から施行する。

**附 則**〔昭和44年9月30日海上自衛隊達第51号〕

- この達は、昭和44年10月1日から施行する。ただし、〔中略〕第11条の規定中第35条第1項の表海洋業務隊に所属する船舶に係る部分〔中略〕は、同月25日から施行する。

**附 則**〔昭和45年3月2日海上自衛隊達第9号〕

この達は、昭和45年3月2日から施行する。

**附 則**〔昭和45年7月1日海上自衛隊達第40号〕

この達は、昭和45年7月1日から施行する。

**附 則**〔昭和45年8月13日海上自衛隊達第61号〕

この達は、昭和45年8月13日から施行する。

**附 則**〔昭和45年9月28日海上自衛隊達第73号〕

この達は、昭和45年10月1日から施行する。

**附 則**〔昭和46年4月1日海上自衛隊達第17号〕抄

この達は、昭和46年4月1日から施行する。

**附 則**〔昭和46年6月25日海上自衛隊達第35号〕

この達は、昭和46年6月25日から施行する。

**附 則**〔昭和47年2月1日海上自衛隊達第8号〕

この達は、昭和47年2月1日から施行する。

**附 則**〔昭和47年6月5日海上自衛隊達第11号〕

この達は、昭和47年7月1日から施行する。

**附 則**〔昭和47年11月14日海上自衛隊達第64号〕

この達は、昭和47年12月1日から施行する。

**附 則**〔昭和48年3月30日海上自衛隊達第25号〕

この達は、昭和48年4月1日から施行する。

**附 則**〔昭和48年10月16日海上自衛隊達第19号〕

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

**附 則**〔昭和51年10月29日海上自衛隊達第40号〕

1 この達は、昭和51年10月29日から施行する。

2 この達による改正規定中厚木航空基地隊に係る部分については昭和48年10月16日から、連絡所に係る部分については昭和49年4月11日から、輸送艇及び輸送隊に係る部分については同年9月30日から、第4術科学校に係る部分については昭和50年10月1日から、補給艦に係る部分については昭和51年5月11日から適用する。

**附 則**〔昭和52年12月27日海上自衛隊達第21号〕

この達は、昭和52年12月27日から施行する。

**附 則**〔昭和53年6月30日海上自衛隊達第24号〕

この達は、昭和53年7月1日から施行する。

**附 則**〔昭和55年3月13日海上自衛隊達第6号〕

この達は、昭和55年3月17日から施行する。

**附 則**〔昭和55年11月18日海上自衛隊達第24号〕

この達は、昭和55年11月18日から施行する。

**附 則**〔昭和56年2月10日海上自衛隊達第7号〕

この達は、昭和56年2月10日から施行する。

**附 則**〔昭和56年3月26日海上自衛隊達第15号〕

この達は、昭和56年3月27日から施行する。

**附 則**〔昭和56年7月14日海上自衛隊達第27号〕

この達は、昭和56年7月15日から施行する。

**附 則**〔昭和57年5月27日海上自衛隊達第17号〕

この達は、昭和57年6月1日から施行する。

**附 則**〔昭和57年9月28日海上自衛隊達第26号〕

この達は、昭和57年10月1日から施行する。

**附 則**〔昭和60年3月19日海上自衛隊達第4号〕

この達は、昭和60年3月27日から施行する。

**附 則**〔昭和61年3月17日海上自衛隊達第7号〕

この達は、昭和61年3月19日から施行する。

**附 則**〔昭和61年3月22日海上自衛隊達第8号〕

この達は、昭和61年3月25日から施行する。

**附 則**〔昭和62年5月21日海上自衛隊達第13号〕

この達は、昭和62年5月21日から施行する。

**附 則**〔昭和62年6月29日海上自衛隊達第17号〕

この達は、昭和62年7月1日から施行する。

**附 則**〔昭和62年11月27日海上自衛隊達第34号〕

この達は、昭和62年12月1日から施行する。

**附 則**〔昭和63年4月8日海上自衛隊達第20号〕

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

**附 則**〔平成5年3月22日海上自衛隊達第9号〕

この達は、平成5年3月22日から施行する。

**附 則**〔平成7年3月15日海上自衛隊達第5号〕

この達は、平成7年3月22日から施行する。

**附 則**〔平成7年6月27日海上自衛隊達第22号〕

この達は、平成7年6月30日から施行する。

**附 則**〔平成8年10月21日海上自衛隊達第26号〕抄

(施行期日)

この達は、平成8年10月22日から施行する。

**附 則**〔平成8年12月20日海上自衛隊達第33号〕

この達は、平成9年1月1日から施行する。

**附 則**〔平成10年12月2日海上自衛隊達第29号〕

この達は、平成10年12月8日から施行する。

**附 則**〔平成15年1月21日海上自衛隊達第2号〕

この達は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**〔平成15年12月18日海上自衛隊達第42号〕

この達は、平成16年1月1日から施行する。

**附 則**〔平成17年2月28日海上自衛隊達第3号〕

この達は、平成17年3月1日から施行する。

**附 則**〔平成19年1月9日海上自衛隊達第1号〕抄

この達は、平成19年1月9日から施行する。

**附 則**〔平成20年4月30日海上自衛隊達第36号〕

この達は、平成20年4月30日から施行する。

**附 則**〔平成21年10月26日海上自衛隊達第76号〕

この達は、平成21年10月26日から施行する。ただし、別記様式第1、別記様式第2その1の様式及び別記様式第10の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**〔平成23年4月1日海上自衛隊達第7号〕

この達は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**〔平成23年4月1日海上自衛隊達第11号〕

この達は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**〔平成27年9月25日海上自衛隊達第20号〕

この達は、平成27年10月1日から施行する。

**附 則**〔平成27年11月27日海上自衛隊達第41号〕

この達は、平成27年12月1日から施行する。

**附 則**〔平成28年3月25日海上自衛隊達第11号〕

この達は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**〔平成30年3月16日海上自衛隊達第6号〕

「潜水艦救難

この達は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中

潜水艦救難

艦

を「潜水艦救難艦」に改める部分は、同年3月20日から施行する。

母艦」

**附 則**〔平成31年3月27日海上自衛隊達第5号〕

この達は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**〔平成31年4月26日海上自衛隊達第11号〕

- 1 この達は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この達の施行の日以後において、平成に係る報告、通知等を行う場合にあっては、当該報告、通知等を行う場合に用いる様式中「令和」とあるのは、「平成」と読み替えるものとする。
- 3 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

**附 則**〔令和元年6月26日海上自衛隊達第6号〕

この達は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 令和元年6月26日

(2) 第2条の規定 令和元年7月18日

**附 則**〔令和元年6月27日海上自衛隊達第7号〕

1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

**附 則**〔令和3年7月6日海上自衛隊達第25号〕

この達は、令和3年7月11日から施行する。

**附 則**（抄）〔令和4年3月16日海上自衛隊達第13号〕

（施行期日）

1 この達は、令和4年3月17日から施行する。

**附 則**〔令和5年6月21日海上自衛隊達第22号〕

1 この達は、令和5年7月1日から施行する。

2 この達による改正後の別記様式第2及び別記様式第10の様式によって行うべき栄養素等の表示は、当分の間、なお従前の例によることができる。

**附 則**〔令和6年3月7日海上自衛隊達第8号〕

この達は、令和6年3月8日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

給食実施機関	給食対象部隊等
東京音楽隊	東京音楽隊
海上自衛隊東京業務隊	海上幕僚監部及び東京都（特別区に限る。）に所在する部隊等（東京音楽隊を除く。）
第1術科学校及び海上自衛隊第2術科学校	当該学校及び当該学校の所在地と同一の部隊等（第1術科学校にあつては呉弾薬整備補給所を含む。）
航空補給処	航空補給処（海上自衛隊航空補給処下総支所を除く。）及び航空補給処の所在地と同一の部隊等
病院	当該病院
掃海隊	当該掃海隊所属の機雷艦艇
潜水艦基地隊	当該潜水艦基地隊及び当該潜水艦基地隊の所在地と同一の部隊等
基地隊	当該基地隊（松前警備所及び掃海隊を除き、阪神基地隊にあつては仮屋磁気測定所及び由良基地分遣隊を、函館基地隊にあつては竜飛警備所を含む。）
航空隊（乙）	当該航空隊（乙）及び当該航空隊（乙）の所在地と同一の部隊等
教育隊	当該教育隊及び当該教育隊の所在地と同一の部隊等
防備隊	当該防備隊及び当該防備隊の所在地と同一の部隊等
基地業務隊	当該基地業務隊及び当該基地業務隊の所在地と同一の部隊等（他の給食実施機関に属さない艦船及び横須賀基地業務隊にあつては横須賀弾薬整備補給所を、大湊基地業務隊にあつては大湊弾薬整備補給所を含む。）
海洋観測所	海洋観測所
航空基地隊（硫黄島航空基地隊を除く。）	当該航空基地隊及び当該航空基地隊の所在地と同一の部隊等（厚木航空基地隊にあつては硫黄島航空基地隊及び南鳥島航空派遣隊を、下総航空基地隊にあつては飯岡受信所及び市原送信所を、鹿屋航空基地隊にあつては鹿児島島音響測定所を含む。）
護衛艦	当該艦
潜水艦	当該艦
掃海母艦 輸送艦 練習艦 練習潜水艦	当該艦艇

訓練支援艦 海洋観測艦 音響測定艦 砕氷艦 敷設艦 潜水艦救難艦 試験艦 試験潜水艦 補給艦	
基地分遣隊（由良基地分遣隊を除く。）	当該基地分遣隊（奄美基地分遣隊にあつては喜界島通信所を含む。）
船越基地業務分遣隊	船越基地業務分遣隊及び船越基地業務分遣隊の所在地と同一の部隊等
松前警備所	松前警備所
地方総監の定める第2種支援船	当該第2種支援船

別記様式第1 (第19条関係)

俸給支給機関の長		食 需 伝 票										年 月 日 曜													
												食数管理単位													
(A) 基 本 食						(B) 加 給 食						(C) 増 加 食													
幹 部 尉		(1) 名		加 重 労 作 食		名		営 外 者		(1) 名		演 習 等 増 加 食		夜 食											
海 曹 等		(2) 名						営 内 者		(2) 名															
区 分	隊(艦)内喫食等			現 携	行 計	不 給 食	隊(艦)内喫食			航 空 弁 当	計	不 給 食	給 食 額 対 象 人 員	( )		( )		( )							
	隊 (艦) 内 喫 食	弁 当	災 害 派 遣、 震 防 災 派 遣、 地 震 防 災 派 遣、 原 子 力 災 害 派 遣、 演 習 等 による 無 料 給 食				幹 准 海 部 尉	海 曹 等																	
食 別																									
朝																									
昼																									
夕																									
計																									
記事																									
												(D) 機 上 食													
												食 別				朝		昼		夕		其 他			
												区 別				営 外 者									
												営 内 者				幹 部 尉									
												海 曹 等													
												計													
												記事													
												有 料 給 食 者				朝		名		休 暇 人 員		営 外 者 昼 食		名	
												昼				名				営 内 者 3 食		名			
												夕				名				計		(3) 名			

(日本産業規格A列4番)

備考

- 1 俸給支給機関の長の確認は、次の各号に該当し、俸給支給機関の長から委任を受けた場合は、当該部隊等の長が確認をすることができる。
  - (1) 遠隔の地に所在して俸給支給機関の長の確認を受けることが困難な給食施設を有する部隊等
  - (2) 俸給支給機関の長と分離行動する艦艇
- 2 「加重労作食」とは、艦船乗組員の定額の適用を受ける乗組員に対し、基本食の定額の範囲内において、夜航海、その他訓練作業等及び停泊時の夜間当直勤務の場合に給食する食事をいう。

記載要領

- 1 (A)基本食
  - (1) 幹部及び准海尉(1)及び海曹等(2)欄は無料給食該当者人員を記入し、(災害派遣等による無料給食を除く。)人員の異動があつた場合は異動事項を記事欄に記入する。
  - (2) 隊(艦)内喫食等、現品及び携行食欄には、有料給食人員を含めない。
  - (3) 災害派遣、地震防災派遣、原子力災害派遣、演習等による無料給食の場合は、記事欄にその理由を記入する。
  - (4) 携行食の食数は実際に喫食する食別欄に記入する。
  - (5) 不給食欄は、営内海曹等を対象とし、列車食等(輸送の途中(車中、船中等)及び部外宿泊施設に滞在中に支給する食事をいう。)を支給した人員及び他の給食実施機関に給食依頼をした人員並びに現品又は携行食を支給した人員は含めない。

- (6) 有料給食者氏名が記入できない場合は、別紙（様式適宜）に記入し、添付する。
- (7) 病院及び入院診療を行う医務室を有する衛生隊にあつては本様式を適宜修正して使用し、定額の異なる隊員の在隊する給食実施機関にあつては別葉とする。

## 2 (B)加給食

- (1) 不給食欄は、加給食の支給を受けない人員を記入する。（機上食を支給した場合も含める。）
- (2) 給食額対象人員欄(4)には(1)+(2)-(3)の人員を毎日記入する。
- (3) 休暇人員欄は、休暇のため、営外者は昼食、営内者及び艦船乗組員は3食（朝、昼、夕）とも支給されない場合のみ記入する。
- (4) 記事欄は、必要事項を記入する。

## 3 (C)増加食

- (1) 演習等増加食及び夜食の欄に該当する事項を記入するほか、併給できる増加食がある場合は、空欄に記入する。
- (2) 記事欄は必要事項を記入する。

## 4 (D)機上食

- (1) それぞれの欄に該当する事項を記入する。
- (2) 航空機乗員以外の機上食がある場合は、その食数を（ ）で囲み、それぞれ該当欄に記入する。
- (3) 記事欄は、必要事項を記入する。

5 該当欄のない給食実施機関にあつては、その欄を省略した様式とする。

6 通報日時は、前日の1200までとする。ただし、機上食のある場合は1500までとすることができる。また、病院及び入院診療を行う医務室を有する衛生隊にあつては病院長及び当該衛生隊を給食対象部隊等を含む給食実施機関の長の指定する日時とすることができる。

別記様式第2 (第20条関係)

その1

標準献立表 (用)  
(献立表)  
(年 月分)

造修補給所名  
(給食実施機関名)

	日(曜)		日(曜)		日(曜)	
朝	料理名 材料	使用数量	料理名 材料	使用数量	料理名 材料	使用数量
昼	料理名 材料	使用数量	料理名 材料	使用数量	料理名 材料	使用数量
夕	料理名 材料	使用数量	料理名 材料	使用数量	料理名 材料	使用数量
記事						

(日本産業規格A列4番)

その2

1人1か月使用予定数量

品名	数量												
	g		g		g		g		g		g		g

月間予定栄養摂取量

項目	エネルギー (kcal)	水 (L)	たんぱく質 (g)	脂質 (g)	脂肪酸			炭水化物 (g)	食物繊維 (g)	エネルギー産生 栄養素バランス (%エネルギー)	食塩相当量 (g)
					飽和 (%エネルギー)	n-6系 (g)	n-3系 (g)				
隊員別											

項目	ミネラル										ビタミン																
	ナトリウム (mg)	カリウム (mg)	カルシウム (mg)	マグネシウム (mg)	リン (mg)	鉄 (mg)	亜鉛 (mg)	銅 (mg)	マンガン (mg)	ヨウ素 (μg)	セレン (μg)	クロム (μg)	モリブデン (μg)	A (μgRAE)	D (μg)	E (mg)	K (μg)	B <sub>1</sub> (mg)	B <sub>2</sub> (mg)	ナイアシン (mgNE)	B <sub>6</sub> (mg)	B <sub>12</sub> (μg)	葉酸 (μg)	パントテン酸 (mg)	ビオチン (μg)	C (mg)	
隊員別																											

記載要領 その1 記事欄には、エネルギー、たんぱく質及び予定金額を記入し、その月の末日記事欄には1か月平均予定金額を記入する。

- 注：1 艦船にあっては、必要により10日分ごとに作成することができる。
- 2 病院及び入院診療を行う医務室を有する衛生隊を給食対象部隊等を含む給食実施機関にあっては、本様式を適宜修正して使用することができる。
- 3 標準献立表に基づき、献立表を作成する給食実施機関にあっては、その2を省略することができる。

別記様式第3 (第21条関係)

(番号)  
年 月 日

殿

俸給支給機関の長  
又は旅行命令権者名

給食依頼書

下記のとおり給食を依頼する。

記

区分		給食者 区分	人員	期 間		延食数等
基本食	(A)	幹部 准海尉		月 日 食～	月 日 食	食
		海曹等		月 日 食～	月 日 食	食
	(B)	幹部 准海尉		月 日 食～	月 日 食	食
		海曹等		月 日 食～	月 日 食	食
		事務官等		月 日 食～	月 日 食	食
機上食	幹部 准海尉		月 日 食～	月 日 食	食	
	海曹等		月 日 食～	月 日 食	食	
増加給食	幹部 准海尉		月 日	～ 月 日	日	
	海曹等		月 日	～ 月 日	日	
代表者名			航空 潜水	増加食	円	
				増加食	円	
依頼理由			食事代	有料 無料		

(日本産業規格A列4番)

記載要領

- (A)欄は艦船乗組員及び学校派遣の幹部及び准海尉の学生並びに営舎内居住の海曹等とし、(B)欄はそれ以外の者とする。
- 増加食、増加食及び食事代については、それぞれ該当事項を○で囲み、空欄は該当事項を記入する。
- 他幕へ依頼する場合のみ増加食及び増加食の定額を記入する。



別記様式第5（第24条関係）

検 食 簿

年 月 日（ ）

	献立名等	副長等所見	食品衛生管理官所見		
朝	室温： 湿度：	検食時刻： 異味・異臭・異物：有・無 食事の適否：適・否 炊飯： 切込： 味付： その他：  氏階級	検食時刻： 異味・異臭・異物：有・無 食事の適否：適・否 その他：  氏階級		
昼	室温： 湿度：	検食時刻： 異味・異臭・異物：有・無 食事の適否：適・否 炊飯： 切込： 味付： その他：  氏階級	検食時刻： 異味・異臭・異物：有・無 食事の適否：適・否 その他：  氏階級		
夕	室温： 湿度：	検食時刻： 異味・異臭・異物：有・無 食事の適否：適・否 炊飯： 切込： 味付： その他：  氏階級	検食時刻： 異味・異臭・異物：有・無 食事の適否：適・否 その他：  氏階級		
記		加重労作食		残飯発生記録	
				kg	
事		給食担当官	栄養担当官	調理員長	直 長

（日本産業規格A列4番）

記載要領

- 「副長等所見」欄には、検食者が自己の氏階級（例：〇〇1尉）及び検食時刻、異味・異臭・異物の有無、食事の適否、炊飯、切込、味付その他について適宜所見を記入する（第24条第2項ただし書の規定を適用する場合には、「検食免除」と記入する。）。
- 「食品衛生管理官所見」欄には、食品衛生管理官が自己の氏階級（例：〇〇1尉）及び検食時刻、異味・異臭・異物の有無、食事の適否その他衛生的事項について適宜所見を記入する（食品衛生管理官が出張、休暇、病気その他の事由による不在の場合は、「検食者不在」と記入する。）。
- 残飯の発生量が多い場合は、原因を記事欄に記入する。
- 毎月末1人1日当たり残飯量を記事欄に記入しておくものとする。

別記様式第6 (第31条関係)

整理番号

部 外 者 食 券

- 1 住 所  
 2 氏 名  
 3 自 年 月 日 食  
 至 年 月 日 食

区 分	食 別	食 数	単 価	金 額
1 視察見学者	朝 食			
2 契約業者	昼 食			
3 教育訓練を受け る部外者	夕 食			
4 アメリカ合衆国 等の軍隊	計			

4 発 行 者 (給食実施機関の長)

(日本産業規格A列4番)

記載要領

- 1 整理番号は、会計年度ごとの一連番号とする。
- 2 団体の場合は、代表者の住所及び氏名を記載する。
- 3 区分は、該当するものの番号に○印をつける。



別記様式第8 (第37条関係)

給食額計算書(総括表)

(番号)

(令和 年 月分)

年 月 日

(令和 年度第/四半期分)

(報告責任者)

食事区分	定額等区分		本(第/四半期) 給食限度額				本(第/四半期) 使用実績				使用実績累計					記事		
			本 月 分		前 月 (前四 半期) 残額(3)	計 (4)	使 用 金 額			延給食数 (8)	平均給 食額(9)	使 用 金 額			延給食数 (13)		平均給 食額(14)	給食限 度残額 (15)
	名 称	定額又は 1食単価	延給食数 (1)	金 額 (2)			非常用 糧食(5)	平常用 糧食(6)	計 (7)			非常用 糧食(10)	平常用 糧食(11)	計 (12)				
基 本 食																		
	合 計																	
機上食																		
加 給 食																		
	合 計																	
増 加 食																		
	合 計																	

(日本産業規格A列4番)

記載要領

1 「定額等区分欄」

定額が異なるものごと(隊員の有料給食及び部外者給食で1日の定額が各食別の1食の単価(以下「有料定額」という。)の異なるごと)に別行とする。

2 「(1)欄」

基本食の項——基本食の月間延給食数	} 給食人員集計表 から転記する。
機上食の項——機上食の月間延給食数	
加給食の項——加給食給食額対象人員の月 間延給食数	

3 「(2)欄」

基本食の項——(1)  $\frac{\text{定額} \times \text{「(1)欄」}}{3}$  (2) 有料定額  $\times$  「(2)欄」

機上食の項 }  
加給食の項 } ——定額  $\times$  「(1)欄」  
増加食の項——その月(四半期)の割当額

4 「(3)欄」

前月分(前四半期分)給食額計算書の「(15)欄」の金額(本欄以下「(8)」「(9)」「(13)」「(14)」欄を除く。)基本食の項にあつては、定額の異なる場合を除き定額と前項に掲げる有料定額は合算して1行で記入することができる。

5 「(4)欄」

「(2)欄」 + 「(3)欄」の合計額

6 「(5)欄」

本月分糧食出庫伝票

7 「(6)欄」

本月分糧食出庫伝票と生糧品請求表の集計

8 「(7)欄」

「(5)欄」 + 「(6)欄」 の合計額

9 「(8)欄」

増加食の項——本月分給食人員集計表の集計数

10 「(9)欄」

増加食の項——「(7)欄」 ÷ 「(8)欄」

11 「(10)」 「(11)」 「(12)」 「(13)」 欄

基本食の項	}	——	前月分（前四半期分）給食額計算書の「(10)」 「(11)」 「(12)」 「(13)」 欄 + それぞれ本月分（本四 半期分）給食額計算書「(5)」 「(6)」 「(7)」 「(1)」 欄
機上食の項			
加給食の項			

増加食の項——前月分（前四半期分）給食額計算書の「(10)」 「(11)」 「(12)」 「(13)」 欄 + それぞれ本月分（本四半期分）給食額計算書「(5)」 「(6)」 「(7)」 「(8)」 欄

12 「(14)欄」

増加食の項——「(12)欄」 ÷ 「(13)欄」

13 「(15)欄」

「(4)欄」 - 「(7)欄」

14 記事欄には、次の事項を記入するものとし、当該事項のない場合もその旨を記入する。

- (1) 本月分（本四半期分）延不給食数（本年度分累計）
- (2) 前月分（前四半期分）までの誤記等を訂正した場合は、その訂正の内容
- (3) その他必要な事項

15 「(2)欄」の端数処理については整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、「(9)欄」及び「(14)欄」の端数処理については小数点以下3位未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。

別記様式第9 (第37条関係)

部外者給食実績報告 (総括表)

(番号)

殿 (令和 年度分)

年 月 日

(報告責任者)

項目 月別	訓令第25条第1項第4号の規定による者		訓令第25条第1項第3号の規定による者	訓令第25条第1項第1号及び第2号の規定による者
	視察見学者 (注1)	契約業者	教育訓練を受ける部外者	アメリカ合衆国等の軍隊(注2)
4月	食	食	食	食
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
計				

(日本産業規格A列4番)

注1 海外派遣訓練等に参加又は従事する艦船については、視察見学者に含めるものとする。

注2 物品役務相互提供による食事の提供については、アメリカ合衆国等の軍隊に含めるものとする。

別記様式第10 (第37条関係)

栄 養 管 理 年 報(総括表)

殿

(令和 年度分)

(番号)

年月日

(報告責任者)

1 栄養摂取状況(1人1日当たり)

項目 隊員別	エネルギー (kcal)	(参考) 水 (L)	たんぱく質 (g)	脂質 (g)	脂肪酸			炭水化物 (g)	食物繊維 (g)	エネルギー産生 栄養素バランス (%エネルギー)	食塩相当量 (g)
					飽和 (%エネルギー)	n-6系 (g)	n-3系 (g)				

項目 隊員別	ミネラル											ビタミン															
	ナトリウム (mg)	カリウム (mg)	カルシウム (mg)	マグネシウム (mg)	リン (mg)	鉄 (mg)	亜鉛 (mg)	銅 (mg)	マンガン (mg)	ヨウ素 (μg)	セレン (μg)	クロム (μg)	モリブデン (μg)	A (μgRAE)	D (μg)	E (mg)	K (μg)	B <sub>1</sub> (mg)	B <sub>2</sub> (mg)	ナイアシン (mgNE)	B <sub>6</sub> (mg)	B <sub>12</sub> (μg)	葉酸 (μg)	パントテン酸 (mg)	ビオチン (μg)	C (mg)	

2 食品類別摂取状況(1人1日当たり可食量)

食品類別 隊員別	穀類	いも類	砂糖・甘 味料類	豆類	種実類	野菜類	果実類	きのこ類	藻類	魚介類	肉類	卵類	乳類	油脂類	菓子類	アルコール (料理用)	調味料・ 香辛料類

3 残飯発生状況

発生量			払下げ金額	1人1日当たり発生量	1人1日当たり 払下げ金額	備考
払下げ	廃棄	計				

(日本産業規格A列4番)

記載要領

- 1 隊員別欄は、艦船乗組員、陸上勤務員、ジェット機乗員、その他の航空機乗員、自衛官候補生等・幹部候補生等、自衛隊の病院又は医務室に入院中の患者、特別警備隊員及び水中処分員に区分して記入する。
- 2 給食実施機関の長は毎年度末、「日本食品標準成分表」(文部科学省 科学技術・学術審議会資源調査分科会)を参考とし、当該年度の生糧品請求票、糧食出庫伝票(携行食を含む。)及び検食簿等から栄養管理年報を作成する。